

財形住宅預金

一関信用金庫
令和4年3月1日現在

1. 商品名	・ 財形住宅預金
2. 販売対象	・ 財形貯蓄取扱契約先企業の勤労者で満55歳未満の方 ・ お一人様1契約で、1金融機関に限ります
3. 期間等 (1) 期間 (2) 預金種類 (3) 取りまとめ継続方法	・ 積立期間5年以上です(年1回以上の預入れが必要です) ・ この預金は、一口の期日指定定期預金としてお預かりします ・ この預金は、口座開設日から1年ごとの応答日を「特定日」とします。特定日において預入日(継続をしたときはその継続日)からの期間が2年を超える期日指定定期預金(本項により継続した期日指定定期預金を含む)は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、1口の期日指定定期預金に自動的に継続します
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 給与または賞与からの天引き預入 ・ 1回あたり1,000円以上 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ この預金の元利金全部の支払は、法令で定める一定の要件を満たす持家としての住宅取得(増改築も含む)のための対価に充てるときに支払います、この場合には住宅取得(増改築も含む)の日から1年以内に、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、ご契約の証とともに法令で定められている所定の確認書類を提出していただきます ・ この預金の一部を、法令で定める一定の要件を満たす持家としての住宅取得(増改築含む)のための頭金に充てるときは、残高の90%を限度として1回に限り支払います、この場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、ご契約の証とともに法令で定められている所定の書類の写しを提出していただきます、またこの場合には、一部払出し後2年以内かつ住宅取得日から1年以内に、残額の払出しをしていただきます
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 固定金利 ・ この預金の利息は預入金額ごとに、その預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの期間に応じ、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における店頭表示の利率を適用します ・ 個別の定期預金ごとに、満期時に一括して支払います ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、1年ごとの複利計算となります
7. 税金	・ 財形住宅預金・財形年金預金と合算で550万円を限度として非課税とすることができます
8. 手数料	_____
9. 付加できる特約事項	_____
10. 中途解約時の取扱い	・ 預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます)によって1年複利の方法により計算します ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率 ② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70% ⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90% ・ 住宅取得等のための対価以外で払戻される場合(一部払出し後の残額について所定の期間経過後の払戻も含む)は、利息について非課税の適用が受けられなくなるとともに、既に非課税として支払われた利息について5年間にわたり遡及して20%(国税15%、地方税5%)の税率により計算した税額を追徴します、ただし預金者の死亡、重度障害による払い出しの場合を除きます

財形住宅預金

一関信用金庫

11. 金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利は店頭備え付けのデジタルサイネージ・当金庫ホームページ金利のご案内をご覧ください または窓口にお問い合わせください
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはガバナンス推進チーム (9時～17時、電話:0191-23-6111)にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話03-3581-2249)の仲裁センター 等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、 当金庫営業日に、上記ガバナンス推進チームまたは全国しんきん相談 所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出 いただくことも可能です なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただ けます その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会におい て、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を 図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する 方法(移管調停)もあります 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫ガバナンス 推進チームまたは全国しんきん相談所にお問い合わせください</p>
13. その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します 預金保険制度の付保対象預金です、定期預金や利息の付く普通預金などは1金融機関につき預金者1人当たり、元本1千万円までとその利息が保護されます(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます詳しくは金融機関の窓口にお問い合わせください)